

火山情報等に対応した 火山防災対策検討会の設置について

火山情報等に対応した火山防災対策検討会の設置について

我が国には 108 の活火山があり、これまで数多くの火山災害に見舞われている。近年においても、平成 3 年 6 月の雲仙岳噴火災害で 43 名の尊い人命を失うなど、物的被害にとどまらず、人的被害の発生に至ることも少なくない。国としては、このような災害に備えるため、主な火山におけるハザードマップの整備を進めてきたところであり、平成 12 年の有珠山噴火災害においては、建物崩壊等物的被害には見舞われたものの、ハザードマップの整備など噴火に対する備えの効果により人的被害を防ぎ、改めて事前の備えの重要性が認識されたところである。

このため、特に富士山に対しては、噴火の影響の広域性から、国と地元地方公共団体で協議会を設置し、ハザードマップを作成した。さらにこのハザードマップを基に、気象庁の発表する火山情報に対応した避難の実施時期や対象範囲の明確化、現地対策本部の設置など広域的な防災体制の構築等全般的な富士山火山防災対策のあり方について、本年 2 月の中央防災会議にて「富士山火山広域防災対策基本方針」として決定したところである。

本検討会では、富士山における検討の成果、過去の噴火災害対応事例や現在の防災対策の先進事例等を参考にして、より効果的な火山防災体制を構築するため、火山情報と避難体制のあり方などを検討する。

この検討の成果によって、今後の我が国の火山防災対策の一層の推進を図るものとする。

火山情報等に対応した火山防災対策検討

国

平成18年2月 中央防災会議
富士山火山広域防災対策基本方針

火山情報やハザードマップを基にした
避難の実施時期や対象範囲の明確化
合同現地対策本部の設置等広域的な防災体制
地域産業への支援、観光にも配慮した防災対策

我が国の火山防災対策の一層の推進

国土交通省砂防部・気象庁
(噴火シナリオ・火山噴火緊急減災対策)

連携

より効果的な火山防災体制を構築するための 火山情報と避難体制のあり方を検討

具体的検討事項

- ・富士山の検討の成果や過去事例等を踏まえ、噴火開始後から避難までの時間的余裕がなく、生命に対する危険性が高い噴石、火砕流、融雪型火山泥流の3つの現象について優先的に検討。
- ・その他、火山ガス、降雨時の土石流、溶岩流、火山灰などの現象についてもその避難体制を検討。
- ・火山情報の検討にあたっては、住民にわかりやすい表現等も併せて検討。

検討する際に考慮する点

- 影響の及ぶ対象者の属性
 - ・観光客、登山者・入山者
 - ・別荘地住民
 - ・災害時要援護者
 - ・一般住民
- 特有の条件
 - ・島嶼火山
 - ・複数の行政区域にまたがる火山 など

気象庁の
火山情報の改善

反映

「避難体制に係る火山防災
対策ガイドライン(仮称)」
の策定

地域防災計画等への反映